

仙台市介護人材確保取組み実行委員会 福祉用具貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市介護人材確保取組み実行委員会（以下、「委員会」という。）が所有する福祉用具（以下「用具」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、高齢者の疑似体験を通じ、高齢者への理解を深めるとともに、介護や福祉への興味関心を高めることを目的とする。

(福祉用具)

第3条 貸出を行う用具は次の号に掲げるものとする。

- (1) 高齢者疑似体験教材（大人用）
- (2) 高齢者疑似体験教材キッズセット
- (3) 車いす

(貸出対象)

第4条 貸出対象は、仙台市内所在の団体及び施設等とし、第2条に掲げる目的の事業に使用するものであることとする。

2 用具の貸出を受けることができる者の範囲は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 福祉関係団体・施設等
- (2) 学校等の教育関係機関
- (3) その他委員会が適当と認める者

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象としない。

- (1) 使用の目的が営利目的、宗教活動又は政治活動である場合
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、福祉用具を不適切に使用されるおそれがある場合

(貸出期間)

第5条 用具の貸出期間は、貸出の日から7日以内とする。ただし、その期間を超えて借り受けるやむを得ない事情がある時には、その旨を申し出たうえで承認を受けることにより、他の貸出予約がない場合に限り7日を限度に貸出延長ができるものとする。

(貸出及び返却)

第6条 用具の貸出及び返却は、委員会事務局である仙台市健康福祉局介護保険課（以下「事務局」という。）において、開庁時間内に行うこととし、使用の際に運搬費等の費用が発生する場合は、使用者が負担すること。

(申込)

第7条 用具の貸出を受けようとする者は、貸出開始の日から起算して14日前までに、せんだいオンライン申請サービスにより、使用の申請をしなければならない。

(決定)

第8条 委員会は、前条に規定する申請があった場合は、貸出の可否を速やかに決定し、当該申請者に通知するものとする。

(使用料)

第9条 用具の貸出に係る使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第10条 用具を使用する者は、使用にあたって次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条の目的にのみ使用すること。
- (2) 転貸し、または譲渡しないこと。
- (3) 用具の使用にあたっては、汚損・破損・紛失防止のため、取り扱いには十分注意し、修繕・洗浄・弁償が必要になった場合には、速やかに事務局に連絡し、「福祉用具亡失・損傷報告書」を提出・協議のうえ、使用者の責任と費用負担により原状回復すること。
- (4) 用具を適切かつ安全に使用すること。なお、使用にかかるけがや事故等について、委員会は一切の責任を負わないものとする。

(貸出の取消し等)

第11条 委員会は、用具の使用が、この要綱の内容に反していると認めるときは、貸出を変更し、または取消して用具を返還させることができる。

2 委員会は、貸出を取消しまたは変更したことにより生じる損害について、賠償する責任を一切負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月19日から施行する。